

福引景品付

四丁目聯合大賣出し

期日 舊十二月十八日より廿七日まで
 新一月二十一日より三十日まで

十日間

御買物は此際是非四丁目聯合商店へ

羽子板と破魔弓

右御買上壹圓毎に四丁目聯合の福引券進呈致します

—— 當店の電話番號は銀行組合より配附せる番號表に「七一三」とあるも「七一三」の誤りに付御注意を乞ふ

各種 提灯商 スガノヤ提灯店
 平町四丁目電話七二二番

内科。外科。婦人科。小兒科。花柳病科。

磐城病院

平町田町本通り 入院隨時(電話二一四番)

美味しいた菓子

森永ベルベツト 一ツ拾錢
 森永スクールランチ 一ツ拾錢
 森永バターキャラメル一ツ拾錢
 御買上高一圓毎に四丁目聯合福引大賣出し福引券進呈致します、賣出しは三十日迄何卒お早く.....

目丁四町平 ヤトモツマ 番四一二話電

良品廉賣

福引景品付大賣出し 和洋金物類

平研町

宗像金物店

期日 一月廿四日ヨリ二月一日迄
 舊十二月廿一日ヨリ廿九日迄

年末年始の贈答には

アルミニウム食器を

關原商店

一丁目(電話五百六十番)

高久病院

第二病室 増設

院長 醫學士 高久 忠
 副院長 新潟醫學士 赤羽 清
 藥局長 藥劑師 佐竹 菊雄
 平町田町 電話五二二番

原齒科醫院

平町土橋通り電話三一三番

第六拾營業報告

(自大正十五年七月一日) 至昭和一年十二月卅一日

貸借對照表

諸貸付金	五、五〇〇、〇〇〇	諸預金	五、五〇〇、〇〇〇
他店へ貸及預け金	一、二〇〇、〇〇〇	日本勸業銀行興業銀行勘定	一、七〇〇、〇〇〇
他店ヨリ借及借入金	一、二〇〇、〇〇〇	未拂配當金	二、八〇〇、〇〇〇
未拂配當金	二、八〇〇、〇〇〇	未拂利息及未経過割引料	五、〇〇〇、〇〇〇
當期純益金	九、〇〇〇、〇〇〇	當期純益金	九、〇〇〇、〇〇〇
準備金及配當ニ關スル書面	九、〇〇〇、〇〇〇	九百六拾六圓五拾四錢	九、〇〇〇、〇〇〇
是レヲ處分スルコト左ノ如シ		特別積立金	金貳萬圓
行員退職給與積立金	金參千圓	役員賞與金	金參千圓
配當金	金參萬參千七百五拾圓(年九分)	後期繰越金	金參萬五千貳百拾六圓五拾四錢
右之通りニ候也		昭和元年十二月卅一日	
株式磐城銀行		專務取締役	白井 一郎
專務取締役	白井 一郎	取締役	木田 織江
取締役	安島 重三郎	監査役	山崎 與三郎
監査役	高岡 唯一郎	支配人	小野 晋平
支配人	草野 順平		



刊夕日四十二月一

定部金貳錢 一ヶ月卅錢 三ヶ月九拾錢 半年一圓五錢 一年三圓
 廣告費 五錢 一頁 一週 一圓 一月 三圓 三月 八圓 半年 一拾五圓 一年 三十圓
 印刷費 一圓 一頁 一週 一圓 一月 三圓 三月 八圓 半年 一拾五圓 一年 三十圓
 發行所 磐城郡平町長橋町三五番地 電話六三〇番
 印刷所 磐城郡平町長橋町三五番地 電話六三〇番

日刊 發行兼編輯人 川崎文治 本社下町番地(電話六三〇番) 印刷所 磐城郡平町長橋町三五番地 電話六三〇番

常盤毎日新聞

禪の公案

(二)

木村正三郎

碧巖集にも公案は百則あり、從容録にも百則ありますが、それは何も必ず百則を必要としたものではなく、段々集録し來つて八十幾つとか九、幾つとかの數に上つた時、端數では括りが悪から序に百といふ偶數にまとめて置かうといふ程の考で百則となつたものでありませうから、其の百則には何等の意味もなく、全部讀まうが讀ままいが、編者

は一向構はぬのであります。禪宗は「教外別傳、不立文字」を看板とする程であるから、他の學問特に西洋の學問のやうに組織的具體的實驗的秩序的のものではありません。ヒヨイとした或ポイントを掴むとそこから突入して豁然大悟するといふ風なもので言はず極端な抽象的方法を取る學問でそれで以て學徒を啓發して行くのであります。諺に千丈の堤も蟻の一穴から壞れると言ひますが、禪の教は全く其の蟻の一穴の所在の暗示する如きものであります。故に此の一穴を捜しあてれば、人生の問題を以て塊まつてゐる千丈の堤も、萬丈の山も、容易に打壊し破砕するのであります。禪の此の異様の手段即ち組織的ならず、具體的ならず、實驗的ならず秩序的ならぬ行き方を普通人は怪しみ且不安視して一種の危道を行くものゝ如くに思ひ學問としては取扱はぬやうな風が有りますが、それは左様に規則立つた學問ばかり流行する所から自然それに化せられて學問といふものは斯うでなくてはならぬものと獨斷的に極めてしまつたのであります。それは古い言葉ですが管見だと謂つてもよいやうです (つゞ)

平町の舊歳末 商業戦今や酣

本町通りの聯合賣出しは平町に於ける各商家の注意を喚起し商業戦に對する大なるシヨックを與へたらしく各區共是れが對抗の模範であるが現に長橋町は隣の研町と相提携し本日から大々的に聯合福引の大賣出しを開始した、期間は來月一日迄即ち舊曆十二月廿九日迄であつて左記各商店が

(長橋町) 尼子亭、小野野貨商、角屋藥店、小野野藥店、高木指物店、江川藥店、高木指物店、今宮福店、岡木炭店、松本福店、五島炭店、松屋飲食店、山田屋雜貨店、吉村屋系店、關内米店、森屋青物店、關内米店、渡邊石炭店、關内米店、川角米店、關内米店、柏木酒店、關内米店、澤屋果實店、松屋菓子店、長谷川商店、小野野菓子店、清野古物店、遠藤豆腐店、小野野雜貨店、義兼及物製造所(研町) 菅本製綿店、高岡屋製菓店、宗像金物店、吉村製菓店、京屋洋服店、猪狩自轉車店、柏屋商店、鈴木指物店、金我詮吉大鶴屋製菓店、吉田屋小間物店、丸善洋服店、三光館寫真店、水野藥店、白土クラッカー店、あさかや呉服店、

一致協力し最上特製の桐タンスを特等に六疊上敷や座布圍十枚等景品を山と積んで顧客の御量引をひたすら

本町通りの賣出しを動機に
長橋研町聯合し田町も起つ
待つて居る、また田町の舊那役所通りを中心とした附近の

作家志望

作家志望
警中生志望別
開校以來既に十名近い博士をはじめ前途ある幾多の陸海軍人乃至文官或は實業家を出してをる縣立警城中の生徒は前記諸先輩の發展に刺戟され所謂警陽學徒の意氣またおのづから旺盛なものがある本年度卒業見込の百五十七名亦夫々青雲の志を抱いて日夜上級學級の受験準備などに餘念なく之等は何れも来るべき大試練を経て如何なる結果を來すか蓋し未知の問題ではあるがその志望は大體次の如くである

福運者便

福運者便
聯合賣出して
平町二丁目及び四丁目に於ける各聯合賣出しの主なる福引當選者本日迄の分左記の如くである



ホームレン草信田卷

ホームレン草信田卷
材料は五人前にて、ほうれん草百五十匁、油あげ三枚、煮出汁三合、砂糖、醬油、干

訓練所

訓練所
我等所生は蒸し暑きあの八月一日以來木枯吹きて肌寒き今日迄熱誠且つ御懇切なる教官の御指導を受けつゝ來つたのである、其の間獲得したる効果は實に尠からざるなり即ち各個教練に於ては精神身体的鍛練は勿論規律節制克己自制命令に服従する等の習慣を養ひ又部隊教練にては共同團結の精神を養成し斥候歩哨等の演習に責任觀念を強ふし行軍に於ては忍耐持久力を養ふ殊に我等の一番興味を感ずる旗信號距離測量等一として我等處世上必要ならざるはなく斯くの如き効果を修め得るは實に教練の賜と云ふべし、日頃我等の希望して止まざるは現今浮華文化

實感と希望

實感と希望
第四年次 中野文語
弱に流るゝの傾ある青年全部へ斯くの如き効果偉大なる教練の施すことを動搖せんとす、ある我々國も如何ばかりか堅實なる國家となることであらう、教練を受けつゝある我等は第二の國民として模範となる様又國家に事ある際は君國の爲大いに奮闘の出來る國民となる機努力するのなり終りに管々熱誠と御懇切に御指導下さる教官殿に衷心より感謝して止まざるのみ

炭礦視察

炭礦視察
兩縣刑事課長 犯罪搜查打合
最近石城郡各炭礦に暴力行為の犯罪が頻發し所轄平警察署はこれが取締に忙殺されてゐるが二十三日早朝本縣刑事課小田部課長並に石川茨城縣刑事課長平櫛村平署長の案内で十時半警城炭礦高坂坑に赴き炭礦の事情について詳細に調査するとところあつたが隣接茨城縣は我々福島縣と密接な關係を有し炭礦方面の石城郡各炭礦と系統を同じうし犯罪搜查の最も至大な關係を持つてゐるので兩刑事課長は直接視察をなす今後の搜查方針について打合せ同夕刻何れも歸廳の途についた

大瀧町問題縣會速記

大瀧町問題縣會速記
井上氏の質問演説續き
斯う云ふことは水利規則に反して居ないかどううか取下願書並に位置變更申請書を縣は受理して居ないから之を處理しないのはどう云ふ理由であるか、而も出願人の意思の表示であるのに拘らず之に向つて何等の解決を告げて居ないと云ふことはどう云ふ事であるかと云ふことを私は承りたいのである、

若し萬々一平町が行政訴訟に於て敗訴した其場合に於て此中町が維持管理して居る所の堰堤に向つて企業會社が手を着けることが出来るか出來ないか法律上はいざ知らず若し一指だも手を染めると云ふ事になりまじたならば、恐らく私は無事には納まるまい、三萬町民は決して妥協として之を見て居るものではない、

從前の町民大會より以上に人心が動搖してどう云ふ問題が出来ないものでもない苟も地方牧官が左様なことを豫期せずしてさうして之を圓滿に解決せずして行政訴訟に依りて之を求めて

居ると云ふことは少しく縣民の人心の安定を期する上に於てどうであるかと云ふことを私は考へて居るのであります、此處に御居での農商課長も私も立會の上知事の前に於て此許可人が變更願を出した書類を此處に私は持合せてありますから朗讀致しますが「水利使用御許可一部變更並に工事施行御認可變更申請書大正十三年四月二十六日付を以て好間川筋水利使用計劃變更並に工事施行御許可相成り候件提出書類中變更致度き個所有之候間別紙大正十一年七月十八日附士第一八〇三號御許可相成り候

地點に計劃變更並に工事施行御認可相成り度く此段及御願候也、追て不足の書類並に圖書等は追日提出仕る可く候也、大正十三年七月二十一日小田炭礦株式會社取締役社長小田吉次右出願代理人平電氣株式會社事務取締役野崎滿藏、福島縣知事香坂昌康殿、斯う云ふ立派な書類が出て居るのである、追文に「不足の書類並に圖書等は追日提出仕る可く候也」と立派に書いてあるのである、斯う云ふ書類が存在して居る、又取消と等しき許可權に對する取下願と云ふものを出して居る

を以て提出したる好間川筋水利使用に關する計劃變更並に工事施行の申請は行違の廉有之候に付取下致度此段相願候也、大正十三年七月十九日小田炭礦株式會社取締役社長小田吉次、平電氣株式會社事務取締役栗原欣次郎、矢張り知事宛である

平消防組織變更
平消防組にては平町の膨脹率に比して現在の三部制に於て到底迅速なる防火作業が出来兼ねる状態にあるため目下井上組頭の手で現在の三部制を四部制となすことの研究中であり、來る四月の年度替りから四部制の實施を見るべくこれによつて町民は火災に對する杞憂が薄らぐわけである